

憲 法 (配点 60 点)

以下の【設例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【設例】

A会は、暴力的手段に訴えてでも政府を転覆することを標榜する過激派団体であるが、その代表である甲山太郎は、「日本人民よ、令和〇年〇月〇日午前〇時、A会とともに皇居前広場にて決起せよ！」などと印刷したプラカード式ポスター合計50枚を同広場周辺50箇所の街路樹に針金でくくりつけた。

一方、政党B党の党员である乙山次郎は、「令和△年△月△日正午、P県民会館にてB党演説会を開催！」などと印刷したプラカード式ポスター合計50枚を同会館周辺50箇所の街路樹に針金でくくりつけた。

【設問1】 (配点 30 点)

甲山が、騒乱罪をせん動したとして、破壊活動防止法40条1号の罪で起訴されたとする。あなたが弁護人であるとして、甲山の無罪を主張するための憲法論を述べなさい。

【設問2】 (配点 30 点)

乙山が、禁止物件に広告物を表示したとして、P県屋外広告物条例4条2項2号の罪で起訴されたとする。

あなたが弁護人であるとして、乙山の無罪を主張するための憲法論を述べなさい。

<参照法令>

○破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号)

(政治目的のための騒乱の罪の予備等)

第40条 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもって、左の各号の罪の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこれらの罪を実行させる目的をもってその罪のせん動をなした者は、3年以下の懲役又は禁こに処する。

- 一 刑法第106条の罪
- 二～三 (略)

○P県屋外広告物条例 (昭和××年P県条例第××号)

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法 (昭和24年法律第189号。以下「法」という。) 第2条第1項に規定する屋外広告物 (以下「広告物」という。) の表示及び広告物を掲出する物件 (以下「掲出物件」という。) の設置並びにこれらの維持並びに同条第2項に規定する屋外広告業 (以下「屋外広告業」という。) について必要な規制等を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目

的とする。

(禁止)

第4条

1 (略)

2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 (略)

二 街路樹及び路傍樹

三～六 (略)

(罰則)

第20条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第4条の規定に違反した者

三～四 (略)

○屋外広告物法(昭和24年法律第189号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 (略)

第2章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第3条

1 (略)

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 (略)

二 街路樹及び路傍樹

三～五 (略)

3 (略)

第6章 罰則

第30条～第33条 (略)

第34条 第3条から第5条まで及び第7条第1項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

以上